

平成 29 年度 第 1 回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 平成 29 年 6 月 12 日（月）午前 9 時 30 分～

●開催場所 別館 3 階特別会議室

●会議内容

（事務局） 配布資料の確認

- ・ レジメ
- ・ 生涯学習センター分の施設の概要調書
- ・ なかまチャレンジショップ（仮称）分の施設の概要調書
- ・ 当会議の設置要綱
- ・ 委員名簿

（委員長） 第 1 回目の会議を開催する。次第に沿って進めていく。まず、議事 1「中間市生涯学習センターの指定管理者の選定」について説明をお願いする。

（生涯学習課） まず、施設の概要であるが、本施設は平成 6 年に設置後、23 年経過している。平成 16 年 4 月から生涯学習センターとなり、平成 18 年度までは直営で運営していたが、平成 19 年度に指定管理者制度を導入した。公募により、平成 21 年度までは「ドットコミュニケーション」が、平成 22 年度から平成 29 年度までを「西日本医療福祉総合センター」が指定管理者となっている。

運営費について、収入のうち指定管理料は、平成 26 年度の消費税の増税を加味し、現在〇円としている。平成 25 年度に〇円の赤字を計上しているが、主な理由は夏の選挙等による光熱費の増大であり、赤字分については指定管理者も了承済みである。平成 26 年度から 28 年度までは黒字決算の予定で、安定して運営を行っている。

利用状況は、平成 25 年度から 7 万人台で推移し、平成 27 年度ベースで主催講座を 140 実施し、生涯学習施設としての役割を果たしていると思われる。

指定期間について、前回の指定管理者選定の際は中長期的な運用が望ましいこと等の理由により原則 5 年間としていた。一方、生涯学習課所管の中央公民館は建設後 39 年を経過しており、耐震性の有無も把握できていない状況である。「中間市公共施設等総合管理計画」では、市の財政状況を考慮すると中央公民館の改修及び機能移転を含めた協議が必要であるが、その移転先の候補の 1 つが生涯学習センターとなっている。よって、中央公民館の今後の方向性を明確にするため、生涯学習センターの指定期間を 2 年間としている。

候補者の選定については、現指定管理者が 8 年目を迎え、長年の経験により円滑な運営がなされていること、指定期間が 2 年間の場合、他団体が指定管理者となった際は安定的な運営が難しいと推測されることなどを考慮し、非公募

により引き続き現指定管理者を候補者に選定することを提案したい。

最後に、指定管理料の設定については、平成 25 年度の選定の際は指定期間が 5 年間となることを考慮し、指定管理料を 5 % 減額して募集したが、今回の指定管理料も同額で考えている。これは、現在が黒字決算であること、非公募による選定を行うことなどを考慮して算出した。説明は以上である。

(委員長) いまの説明について、意見、質問等があればお願いしたい。

(委員) 西日本医療福祉総合センターが黒字決算という説明であったが、努力されているところはしっかりと見える。その中で、生涯学習センターへの中央公民館の移転は 2 年間で可能なのか。今後の計画をもう少し伺いたい。

(生涯学習課) 中央公民館の移転の話は、今年 1 月の話であり移転ありきであったが、その後、「中央公民館のあり方検討会」を 3 回ほど開催し、中央公民館の機能移転の問題点などはある程度把握できている。これからは、現在地での中央公民館の維持という移転ありきではない方向性も含めて検討していきたい。

また、今までの検討会は教育委員会関係者等のみであったが、今後は、社会教育施設関連の学識経験者や大学教授などからもご意見をいただき、2 年間で方向性を検討していきたい。

(委員) 中央公民館と生涯学習センターは一部同じような仕事なので、その辺を 1 つにまとめるなど社会教育施設全体の見直しを検討する必要がある。当然、外部の方も交えての検討が大事だが、我々も市民目線で検討しながら今後の方向性を決めていただきたい。ただし、2 年間で結論が出なければ、指定期間を 1 年延ばすことも踏まえて検討していただきたい。

(委員長) 今回の重要な要素は、財政課が推進している公共施設マネジメントであり、目的は基本的に公共施設の無駄を省く、要は淘汰することである。中央公民館だけではなく、他の施設にも無駄がないか、公共施設全体のあり方を検討し、コスト削減をしていかないといけない。

次に、なかまチャレンジショップの指定管理者の選定について説明をお願いする。

(産業振興課) まず、チャレンジショップとは、商売を始めてみたいが経験がなく最初から独立店舗で始めることが困難な方に対し、行政が一定期間、低額で店舗を貸し出す制度である。

目的は、チャレンジショップをきっかけに独立開業する事業者を創り出し、地域に根付く商店を増やすことで、まちの賑わいを創出することである。

店舗の貸出期間は、半年ごとの契約更新で最長 2 年間の予定である。また、

併設のフリースペースでは、ダンスやヨガ、音楽活動などの場を提供したい。2店舗がサービス・小売業、もう2店舗が飲食業を予定している。

次に、概要調書を説明する。施設の名称は現時点では仮称であるが、愛称を8月から募集し10月には決定したい。審査委員は、中間商工会議所、なかまハーモニーホール、ひびき青年会議所、西日本シティ銀行、市職員等を予定している。

運営主体は産業振興課、敷地面積993.55㎡、建物延床面積254.82㎡、建築年は平成30年3月予定で、12月議会になかまチャレンジショップ設置条例を上程予定である。営業時間は9時から22時まで、定休日はハーモニーホールに合わせて水曜日、使用料は、店舗賃貸料、多目的スペースなどである。

本施設は、市内での起業促進を図るため「なかまハーモニーホール」敷地内に4店舗を設置し、希望者に低家賃で店舗を貸し出すとともに、企業の交流や音楽活動の場として多目的スペースを設置している。

建設費9,590万円、財源は国庫支出金4,770万円、起債額4,820万円である。

運営費の見込みは3か年同額で、内訳は維持管理費が需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、講師謝金など、人件費が正規職員と臨時職員である。

収入は3年同額で施設使用料を計上し、内訳は店舗使用料、共益費、光熱水費、警備委託費、フリースペース使用料などで、フリースペースの開館日数は平日200日、休日100日の予定である。延べ利用者数は3年とも1万人程度を見込んでいる。

民間事業者等に委ねることで利用人数に合った開館日・開館時間の拡大などサービス内容の充実や、民間事業者のノウハウの活用が期待でき、コスト削減を図ることができ、行政でなければ確保できない明確な理由はなく、他にいくつかの事例もある。施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設規模等を勘案し、民間事業者の運営が可能と考えたが、税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことが可能な施設ではないと判断した。

施設の目的が、単なる施設管理ではなく、店舗経営のノウハウを実践の中で取得することで出店者を育成し、市内の起業促進を図ることであることから、経営の指導やイベント開催による起業者の育成が必要となる。しかし、行政は経営に関する知識が乏しく出店者に対する適切な助言が困難と考え、民間事業者ならではの専門性や独自性の活用により効果的な運営が可能と判断し、指定管理者制度の活用を提案したい。

指定期間は3年間とする。当該事業は新規事業であり、極めて流動的となる可能性が高いことから、短い期間で適宜考える必要があると考えたためである。選定については公募とし、指定管理料は〇円を提案する。

今後は、7月半ばに確認申請の提出、8月20日頃に施工業者の決定、9月頃からの着工で3月中旬に完成予定、4月頭にプレオープン、4月20日ごろにオープニングイベントを予定している。

出店者の募集については、チラシ作製や愛称募集に係る費用を含めて商工会

議所とアドバイザー契約を結ぶ予定であり、8月10日に募集チラシを配布し市広報・ホームページで周知する。チラシ配布後は出店者向け説明会を行い、11月頭に審査を終わる予定である。審査委員は中間商工会議所、西日本シティ銀行、市の職員を予定している。

一次合格者に通知後に2次選考を行い、12月末には合格者の通知を出す予定である。その後、1月中旬までに、合格者を対象に商工会議所主催による起業に伴うセミナーを実施予定である。説明は以上である。

(委員長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問等をお願いします。

(委員) 人件費を市の正規職員と臨時職員を基に積算していたが、他の指定管理者と比べ人件費が非常に高いと感じた。人件費が高い理由があるのか。

(産業振興課) 人件費の算出に当たっては、市の職員の平均給与をベースに計上した。

(委員) 業務に応じ必要な人件費を明確にした方がいい。民間企業に指定する場合、効率性も見込んだ上だと思う。人件費はシビアに見直した方がいい。

(委員) 起業家に対する経営指導が含まれているということだが、指定管理者の業務内容は具体的にどこまでなのか。

また、最大で2年間という説明だが、出店者の入れ替わり時は引き続き行政主体で新たな入店希望者を選定していくのか。

(産業振興課) 指定管理者の業務は、施設管理と併せて出店者募集、出店者へのノウハウの提供を予定している。初回以降は指定管理者が募集予定である。

(委員) 商工会議所による募集はオープン前のみということによいか。

(産業振興課) そのとおり。

(委員) 使用料の根拠を教えてください。

(産業振興課) 市内の場合、普通はおそらく倍以上の金額になる。なお、店舗の金額の違いは、飲食店舗の方が広く、シンクなど設備面でも手厚いためである。

(委員) 出店者が改修した費用や設置したものは退去時に引き下げるのか。

(産業振興課) シンクやガス設備、水道設備などは用意するが、冷蔵庫やカウンターなどは出店者の持込みで、現状復旧の上退室いただく予定である。

- (委員) チャレンジショップは気軽に出店できるのが一番の利点だと思うが、芦屋町は約1万円だったと思う。設備投資に係る費用はわかるが、いまの料金設定はどうかと思う。また、飲食店と小売店と分けているが、一方の希望が多くもう一方が少なかった場合の対応など、空き店舗の運用方法を教えてほしい。
- (産業振興課) 可能な限り全店舗の入店を期待しているが、指摘部分は今後検討したい。
また、家賃も再検討したい。ただし、芦屋町はコンテナハウスでスペースも小さいものである。本市の場合は、4店舗で相乗効果が生まれ、トイレなどの設備面も投資しているので、その辺りも加味していただきたい。
- (委員) 指定管理は、元々行政の運営という土台がある施設に対し、民間の力を活用して安価かつサービスの向上を目的にというのがこれまでの流れであった。
チャレンジショップの運営如何は事業者に左右されると思うが、広く公募するのか、それとも市内に限定して募集するのか。
- (産業振興課) 市内に限定せず一般公募で広く募る予定である。
- (委員) きちんと管理運営できる団体の選定が必要なので、近隣をみながらやっていただきたい。指定管理料も、数字をはっきり出せない中でよく試算していると思うが、人件費は少し精査すべきである。家賃はもう少し考えていただきたい。
- (委員) 店舗利用は最大2年間としているが、他の自治体はどうか。チャレンジショップはあくまでこれから事業を開始する方が練習する場なので、2年間も必要なのか疑問である。
- (産業振興課) 県内では芦屋町、吉富町が実施している。概ね半年更新の2年間だが、3年間のところや1年以内のところもある。
- (委員) 指定管理者を導入するほど業務があるのか。フリースペースも出店者がどれだけ利用してどう活用するのか。チャレンジショップと関係のない管理が主な業務になるのではないか。
出店者たちのケアも必要とは思いますが、毎日の貸館が実際の業務なのではないか。チャレンジショップという名前からするとその辺りはどうか。
- (産業振興課) フリースペースは、店舗よりダンスや会議などに活用してもらうことが目的ではある。チャレンジショップの愛称はその辺りを加味して行う必要がある。貸館が収支に影響してくるので、1時間あたりの単価の検討の必要はある。

- (委員) 他の市町村はチャレンジショップだけでこんなに費用がかかっているのか。チャレンジショップだけの指定管理の場合どのくらいかかるのか。
- (委員長) 質問を補足すると、フリースペースは誰が利用してもよいものであり、チャレンジショップの管理より貸館の管理に追われるのではないかとということと、チャレンジショップのみの管理費用がどのくらいかということである。
- (産業振興課) 3月に視察した宮崎県都城市は、商業施設内にチャレンジショップを設けており、その管理だけで年額200万円であった。フリースペースと抱き合わせた事例はいまのところ確認できていない。
- (事務局) 「地方創生拠点整備交付金」を申請した当課からチャレンジショップ建設の経緯を説明する。チャレンジショップに関しては先ほどの説明のとおりだが、そういう方たち以外に、異業種交流の場や創業セミナー、商工会議所で行っている会議等に使ってもらうこともできる。他の先進地では、中高生を対象に、商売に興味を持ってもらうよう自治体内の社長による講話など各種イベントをやっている。
- (委員) 言われることはわかるが、フリースペースはダンスなどに使うと書かれていたので質問した。では、基本的に若い人たちを集め、商売に関する講話を行うなどチャレンジショップで起業する方に繋がるように使い、空いたときにダンスなどに貸し出すということによいか。
- (事務局) 基本的には言われたとおりの活用を考えているが、中央公民館やハーモニーホールなどの利用者からリハーサル室がないという声も聞いていたため、できるだけ安価に貸し出すスペースがあった方がいいということでフリースペースを設置しているという面もある。
- (委員) 概ね了解した。議会に説明する必要があるので、チャレンジショップ事業費について思うところがあった。いま言われたような形で説明はしていきたい。
- (委員長) 最後に、その他何か意見等はあるか。
- (事務局) 今後のスケジュールを説明する。まず一点目は、12月議会に上程する場合、8月10日号の広報で公募を周知した上、残り1、2回で決定いただきたい。
次に、生涯学習センターはすべてがイレギュラーであり、「公募・5年」が原則という中で「非公募・2年」で指定管理料を同額としている。このままであれば12月議会ではなく3月議会でも十分間に合うので、こちらについては引き続き協議していくということによいか。

(委員長) それぞれの施設の指定期間の理由が聞きたい。また、チャレンジショップの出店者は商工会議所の講習を受けた者だけなのか教えてほしい。

それと、出店者の審査項目を教えてほしい。いままで起業したことがない人が起業し、2年間自立してやっていくことで、独立して出店していただくことが本来の目的である。元々起業している人が中間市に起業したい場合は、過去3年間の決算報告や収支を見て優良企業かどうかを判断するわけだが、それもやはり、資産とか、どういう項目で審査するのか、予め決めてあるのかどうか気になった。

(事務局) 今後、第2回以降の会議を開催、11月のギリギリまで会議を予定している。2回目、3回目で審査項目、採点基準などを原課から提案していただく。

(産業振興課) 創業スクールの受講の有無を条件に含めるか非常に悩んでいる。当初はその方向で考えていたが、条件が厳しすぎるのではないかと懸念している。

(委員長) 指定期間をそれぞれ2年間と3年間としているが、理由を教えてほしい。

(産業振興課) 3年間の理由は、初回ということもあり非常に流動的なところもあると思われるのでまずは様子を見たいということである。

(生涯学習課) あり方検討委員会の人選もこれからであり、32年の個別計画策定に向けて、まずは2年間を一応のめどにできるところまで走っていきたいと思っている。

(委員長) そういうことではなく、あり方検討委員会を実施してから実施設計にかかるなら、基本的には今のところ2年間ということではないのか。

(生涯学習課) そうということである。

(委員) 検討会議が進まなければ1年延びる可能性もあるので、その辺りを踏まえて2年間というのは理にかなっていると思われる。

(委員) 生涯学習センターは、現在は西日本医療福祉総合センターが指定管理者だが、その前にも経験した事業者がいるので、この非公募の理由は気になった。

(生涯学習課) もし3年以上にすると、指定期間満了前に検討結果が出たときに我々の行動が束縛されてしまう。また、2年間で公募して新しい事業者が入っても、運営に関し、1年目の改善を2年目で行ってもそこで終わるので、安定運営までに最低でも3、4年はかかるのではないかとと思っている。

- (委員) 先ほどの説明が非公募の理由に該当するのか聞きたい。
- (委員長) 今すぐ結論は出ないので、しっかり検討して後日報告ということでよいか。
- (生涯学習課) では、その部分が非公募の理由として妥当かどうか、次回に用意したい。
- (委員長) 願います。ところで、第2回目の会議はいつごろの予定か。
- (事務局) 広報の原稿締切りが7月10日なので、生涯学習センターを公募する場合、次回の会議で公募する期間や金額まで提示する必要がある。教育委員会ともう一度打ち合わせして提案させていただくが、同様の提案となった場合は、選定委員会で結論を出していただくことになるが大丈夫か。
- 原課の提案は、昨日今日で考えた提案ではなく部内で話し合った内容である。今後、検討に2年と計画策定に1年、合計3年間の場合は公募してもらうという話はしている。そこも含めて教育部が出した結論なので、これについて次回で結論を出していただけるならば、次回の会議を1か月後に設定するが。
- (委員) 8月10日号の掲載は非常にタイトなスケジュールだが、指定管理料や人件費などの協議が整わず見直しが生じたとき、公募に間に合わない可能性があるので、もう少し手前で担当課の案を聞いた方がいいのではないか。
- (委員長) 公募とは出店者の公募のことか。
- (委員) 指定管理者の公募の話だと思われる。出店者の審査基準は若干余裕があると思うが、指定管理者の公募をどういう要領でやるか決めておく必要がある。
- また、生涯学習センターを非公募とするかどうかについては、指定管理者制度ができたときに非公募で構わない施設の基準があったと思うので、それに照らして考えていく必要がある。非公募の理由に当てはまらなければ、この施設も公募ということになるので、早めに検討しないと間に合わない。
- (事務局) 施設の性質上、非公募とすべきではなく原則は公募である。一期目はまったくの別の民間会社が指定管理者であり、基本的には公募である。
- (委員長) 2年間だと、検討委員会を1年で終わらせ、2年目にある程度の実施計画に入り3年目から本稼働という形になるが、この1年間ではまず無理なのであれば、実質3年間という形になるので、非公募ではたしてどうなのかと感じた。
- (事務局) 今回、ハーモニーホール、働く婦人の家、生涯学習センター、中央公民館の

4つの社会文教施設全体で、ハード・ソフト両面の議論をするということで、どのサービス水準が妥当・適当か、本市の人口規模とこれからの経済運営状況からどの程度が適正かを1年で検討するのは難しい。2年後に本当に出るのか私たちにもまったく自信がないというのが実情である。

(委員長) 教育委員会だけではなく、役所の機能として全体的に整合性を取った上での内容になっているのか聞きたい。

(生涯学習課) 社会教育施設全体を見直すことになれば、教育委員会としては少し検討する期間をいただきたい。

(委員長) 公募するということか。

(生涯学習課) いえ、生涯学習課としては、教育長まで話したところでは非公募ということになっている。ただ、非公募の理由に指摘があったので。

(委員) 非公募かどうかは今後のスケジュールに大きく関わってくるので、どういう理由に該当するのかをまずしっかり押さえて、そこから判断しないとどうしようもない。もう一度、非公募の理由を見直していただきたい。

(生涯学習課) 承知した。

(委員) 今回、初めてこの会議に出席したが、要綱だけでは会議で何を議論したらいいか見えない。会議で何を議論したらいいか教えていただきたい。

(事務局) 平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、中間市でも平成18年度から13施設に指定管理者制度を導入している。指定管理に関する裁判例などは少ないが、市長の裁量権が非常に強い制度であり、選定にあたっては客観性、合理性、公平性などが求められる。他の自治体では、民間の経営者や税理士、弁護士、大学教授だけで選定している例もあるが、あくまで指定管理の「候補者」を選定しているにすぎず、指定管理の候補者を選定し、議会で可決されて初めて指定管理者となれる。

そこで、選考基準を設け、一次の書類審査、二次のプレゼンテーション審査といった総合評価方式で選定している。指定管理者選定委員会はそのような要となる場所である。

(委員) ということは、候補者を選定することが目的か。

(事務局) そのとおり。指定管理候補者が議決を受けることで初めて「指定管理者」と

なることができる。市長が上程することなので過去に反対されたことはないが、選考過程においても公平性と透明性などが求められる。

(委員長) 会議で候補者が決定するが、そこに至る過程に公平性や透明性を持たせるということであり、我々は地方自治法に則り、法的に抵触しないやり方で委員会にかけることで、市長を守ることに繋がるのがこの会議の意図だと思う。

(事務局) 2回目の選定委員会について、7月3日の庁議終了後にこの場を設けていただき、生涯学習センターについて再度所管課から提案をさせていただきたい。

また、チャレンジショップについても委託金額や貸出料などの話を再度提案したい。

(委員長) では、次回は7月3日庁議終了後に開催する。以上で第1回指定管理者選定委員会を終了する。